

品川区区民交通傷害保険事業要綱

制定 平成31年4月1日 区長決定
要綱第85号
改正 令和3年1月18日 区長決定
要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、区民等（区の住民基本台帳に記録され、または区内に勤務し、もしくは在学する者をいう。以下同じ。）が、交通事故もしくは犯罪被害による災害を受けたときまたは自転車もしくは車いすを使用中、他人の生命、身体を害し、もしくは他人の財物を破損したことによる法律上の損害賠償責任を負ったときの負担軽減を図るために実施する区民交通傷害保険事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定め、もって区民等の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業の方法)

第2条 この事業は、区長が指定する保険会社（以下「指定保険会社」という。）を保険者とする交通傷害保険、自転車賠償責任保険および被害事故補償保険（以下これらを「保険」という。）の方法により実施し、品川区が保険契約者となり、この保険へ加入する区民等を被保険者とする。

2 この事業において、自転車賠償責任保険は交通傷害保険に加入する場合に併せて加入することができる保険とし、被害事故補償保険は交通傷害保険に加入する場合に自動的に付帯される保険とする。

(保険の対象)

第3条 交通傷害保険は、次に掲げる交通事故で、日本国内または外国で生じたものを対象とする。

- (1) 被保険者が搭乗している車両（車輛、公共交通機関、船舶および航空機等）の衝突、墜落、転覆、火災、爆発およびこれに類する事故
- (2) 被保険者が搭乗している車両からの転落
- (3) 被保険者が車両に搭乗していない場合に、運行中の車両との衝突、接触およびこれに類する事故

2 自転車賠償責任保険は、次に掲げる事故で、日本国内で生じ、他人の身体を害し、または他人の財物を滅失し、汚損し、もしくは毀損し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するものを対象とする。

- (1) 被保険者が所有し、使用し、または管理する自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する車およびその付属品をいう。以下同じ。）に起因する偶然な事故
- (2) 被保険者が所有し、使用し、または管理する身体障害者用車いすに起因する偶然な事故

3 被害事故補償保険は、次に掲げる事故で、日本国内または外国で生じたものを対象とする。

- (1) 被保険者の生命または身体を害する意図をもって行われた行為による被害事故
- (2) 運行中の自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」という。）と被保険者との事故において、自動車等の運転者およびその他の同乗者の全員が被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去ったもので、被保険者の生命または身体が害された事故

（保険の対象外の交通事故等）

第4条 次に掲げるものは、前条第1項の規定にかかわらず、交通傷害保険の対象としない。

- (1) 被保険者または保険受取人の故意または重大な過失による交通事故
 - (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - (3) 被保険者が法令に定められた運転資格を所持しないで運行したことにより生じた交通事故
 - (4) 被保険者が飲酒または麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
 - (5) 交通機関の運行と直接因果関係がない事故
 - (6) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - (7) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - (8) 戦争、内乱または暴動に起因する事故
 - (9) 地震、噴火またはこれらによる津波に起因する事故
 - (10) 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性により生じた事故
 - (11) 道路以外の場所での、競技、競争、興行、訓練または試運転のために搭乘している場合の交通事故
 - (12) 交通事故による被保険者の症状が頸部症候群または腰痛であるもののうち、他覚症状がないもの
- 2 前項第1号、第2号および第8号から第10号までに定めるもののほか、次に掲げるものは、前条第2項の規定にかかわらず、自転車賠償責任保険の対象としない。
- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償
 - (2) 被保険者と同居する親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者をいう。以下同じ。）に対する損害賠償
 - (3) 被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する賠償。ただし、被保険者が家事使用人として使用するものについては、この限りでない。
 - (4) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定があるときに、その約定によって加重された損害賠償
 - (5) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損害について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償
 - (6) 被保険者の心神喪失による損害賠償

3 第1項第1号、第2号、第8号から第10号までおよび第12号に定めるもののほか、次に掲げるものは、前条第3項の規定にかかわらず、被害事故補償保険の対象としない。

- (1) 被保険者が当該事故を教唆し、幫助し、または容認した場合
- (2) 被保険者の過度な暴力、脅迫、重大な侮辱等により誘発された事故
- (3) 当該被害事故に関して、被保険者に著しく不正な行為があった場合
- (4) 当該被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 被保険者の配偶者
 - イ 被保険者の直系血族
 - ウ 被保険者の親族のうち3親等内の者
 - エ 被保険者の同居の親族

(保険加入の資格)

第5条 被保険者となることができる者は、区民等とする。

2 被保険者が、第11条に規定する保険期間中に住所、勤務先または在学先を区外に移した場合においては、当該期間中に限り、当該被保険者としての資格を有するものとする。

(保険加入の申込み等)

第6条 保険に加入しようとする者は、別に定める加入申込書（納付書兼領収書、納入済通知書（加入申込書兼加入者台帳））に所定の事項を記入し、区長に申し込まなければならない。

2 前項の申込みに際しては、保険料を納入しなければならない。

3 区長は、品川区指定金融機関および品川区公金収納取扱店（以下「取扱金融機関」という。）より納入済通知書（加入申込書兼加入者台帳）の送付を受けた場合は、これを受理し、指定保険会社へ通知するものとする。

(保険加入者証)

第7条 区民交通傷害保険加入者証（以下「加入者証」という。）は、前条第1項の規定による申込み時に受けとる納付書兼領収証書を加入者証とみなす。この場合において、加入者証は、取扱金融機関の領収印をもって効力を発するものとする。

(保険加入申込期間)

第8条 保険加入の申込みの期間は、毎年5月1日（その日が品川区の休日を定める条例（平成元年品川区条例第2号）第1条第1項に規定する品川区の休日に該当するときは、その日以後で品川区の休日に該当しない直近の日）から6月下旬までで区が定める日までとする。

(保険料)

第9条 交通傷害保険のみに加入した場合に係る保険料は900円、1,500円および2,500円の3種類とし、交通傷害保険および自転車賠償責任

保険に加入した場合に係る保険料は1,400円、1,900円、2,500円および3,500円の4種類とする。

- 2 被害事故補償保険に係る保険料は、交通傷害保険に係る保険料に含まれるものとする。

(保険の脱退)

第10条 被保険者は、保険から脱退する場合においては、別に定める脱退報告書により区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の脱退報告書を受領した場合においては、速やかに指定保険会社へ通知するものとする。
- 3 既納の保険料は還付しないものとする。ただし、指定保険会社が保険の脱退の事由および保険加入期間のうち未経過である期間を調査し、保険料の還付について適当と認めるときは、この限りでない。

(保険期間)

第11条 保険期間は、保険に加入した年の7月1日から翌年の6月30日までの1年間とする。

(保険料の払込)

第12条 区長は、第6条の規定により被保険者から納入された保険料を、指定保険会社に7月末日までにまとめて払い込むものとする。

- 2 前項の場合において、区長は、加入申込書兼加入者台帳の写しを指定保険会社に送付するものとする。

(保険金)

第13条 交通傷害保険の保険金は、保険料および第3条第1項に規定する交通事故により受けた災害（以下「交通災害」という。）の程度に応じ、別表第1に掲げる金額を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一保険期間内での1被保険者に対する保険金額は、別表に定める保険料に応じた等級第1級の金額を限度とする。
- 3 自転車賠償責任保険の保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限る。
 - (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害
 - (2) 第3条第2項の場合において、被保険者が第三者に対する請求権の保全もしくはその行使その他損害を防止もしくは軽減するために要した必要または有益な費用
 - (3) 前号の損害を防止もしくは軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合の被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用であらかじめ指定保険会社の書面による同意を得た費用
 - (4) 被保険者が指定保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

- (5) 指定保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
- 4 自転車賠償責任保険の保険金額は、次の各号の金額の合計額とする。
 - (1) 前項第1号の損害に係る賠償金の額。ただし、1回の事故につき1億円を支払の限度とする。
 - (2) 前項第2号から第5号までの費用については、その全額。ただし、同項第4号の費用は、1回の事故につき、同項第1号の損害に係る賠償金の額が1億円を超えるときは、1億円の同号の損害に係る賠償金に対する割合によってこれを支払う。
- 5 被害事故補償保険の保険金は、被保険者が第3条第3項に規定する事故によって受けた災害の程度に応じ、別表第2に掲げる金額を上限として支払うものとする。

(保険金の請求)

- 第14条 被保険者は、第3条各項に規定する事故（以下「交通事故等」とする。）による災害を受けた場合において、保険金の請求をしようとするときは、速やかに指定保険会社に連絡しなければならない。
- 2 指定保険会社は、前項に規定する連絡があった場合においては、指定保険会社が定める保険金請求書を保険金の請求を行う者（以下「請求者」という。）に送付するものとする。
- 3 交通傷害保険の被保険者が保険金の請求をしようとするときは、前項の保険金請求書の所定の事項を記入し、次に掲げる書類を添付して、請求しなければならない。
 - (1) 加入者証の写し
 - (2) 交通事故証明書等（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に定める自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書または電車、船舶もしくは飛行機による事故における当該事業所が発行する事故証明書をいう。以下同じ。）。ただし、交通事故証明書を添付することができないときは、第三者の証明書を添付することとする。
 - (3) 医師の交付する診断書
 - (4) 被保険者が自動車等を運行中に災害を受けた場合は、運転免許証の写し
 - (5) 別表第1に定める第1級の重度障害で保険金を請求する場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定する医師の診断書
 - (6) その他、指定保険会社が保険金の支払において必要とする必要とする書類
- 4 自転車賠償責任保険の被保険者が保険金の請求をしようとするときは、保険金請求書および次に掲げる書類のうち指定保険会社が求めるものを提出しなければならない。
 - (1) 指定保険会社が定める事故状況報告書
 - (2) 示談書その他これに代わるべき書類
 - (3) 損害を証明する書類
 - (4) 保険金の請求の委任を証する書面および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合に限る。）

- (5) その他、指定保険会社が保険金の支払において必要とする書類
- 5 被害事故補償保険の被保険者が保険金の請求をしようとするときは、保険金請求書および次に掲げる書類のうち指定保険会社が求めるものを提出しなければならない。
- (1) 指定保険会社が定める傷害状況報告書
 - (2) 公の機関の事故証明書
 - (3) 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - (4) その他指定保険会社が保険金の支払において必要とする書類
- 6 未成年者が保険金を請求する場合は、親権者または未成年後見人を請求者とするものとする。この場合において、請求者は、前3項に定める書類のほか、被保険者と当該請求者との関係を証する書類を提出しなければならない。
- 7 前4項の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合には、当該被保険者の法定相続人が請求するものとする。この場合において、第3項から第5項までに定める書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 被保険者と請求者との関係を証する書類
 - (2) 死体検案書または死亡診断書
- 8 被保険者または前2項の規定により請求できる者から委任を受けた者は、委任を証する書類を添付して保険金を請求することができる。

(保険金の支払)

- 第15条 保険金は、請求者からの保険金の請求により、指定保険会社が書類の審査および調査に基づき、保険料および交通事故等による災害の程度に応じて保険金の金額を決定し、支払うものとする。この場合において、指定保険会社は、保険金決定通知書により請求者に事前に通知するものとする。
- 2 区長は、保険金の支払状況について指定保険会社に対し、報告を求めるものとする。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年1月29日から適用する。

別表第1（第13条関係）

保険料			交通傷害保険			交通傷害保険および自転車賠償責任保険			
			保険料 900円に 対する保 険金額	保険料 1,500円 に対する 保険金額	保険料 2,500円 に対する 保険金額	保険料 1,400円 に対する 保険金額	保険料 1,900円 に対する 保険金額	保険料 2,500円 に対する 保険金額	保険料 3,500円 に対する 保険金額
交通災害の 程度	第一級	死亡または重度障害 (労働者災害補償保 険法施行規則(昭和3 0年労働省令第22 号)別表第1に定める 障害等級第1級に相 当する障害)	150万円	350万円	600万円	35万円	150万円	350万円	600万円
	第二級	180日以上継続 入院治療を要した障 害	34万円	60万円	120万円	10万円	34万円	60万円	120万円
	第三級	90日以上継続入 院治療を要した障害	23万円	35万円	65万円	7万円	23万円	35万円	65万円
	第四級	60日以上継続入 院治療を要した障害	15万円	23万円	35万円	5万円	15万円	23万円	35万円
	第五級	治療期間180日 以上かつ治療実日数 90日以上障害	9万円	13万円	20万円	4万円	9万円	13万円	20万円
	第六級	治療期間90日 以上かつ治療実日数 45日以上障害	7万円	10万円	15万円	3万円	7万円	10万円	15万円
	第七級	治療期間30日 以上かつ治療実日数 15日以上障害	4万円	6万円	10万円	2万円	4万円	6万円	10万円
	第八級	治療期間15日 以上かつ治療実日数 7日以上障害	2万円	3万円	5万円	1万円	2万円	3万円	5万円
	第九級	治療期間15日未 満かつ治療実日数7 日未満の障害	1万円	2万円	3万円	5千円	1万円	2万円	3万円

別表第2（第13条関係）

災害の程度	保険金額
死亡または労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める身体障害（以下「後遺障害」という。）第1級	600万円
後遺障害2級	534万円
後遺障害3級	468万円
後遺障害4級	414万円